

議第10号

高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の改正に伴い改正しようとする。

高山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

高山市固定資産評価審査委員会条例（昭和37年高山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所<u>又は居所</u></p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所<u>又は居所</u>を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使</u></p>

<p>2 委員会は、<u>弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、<u>審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></u></p> <p>3 (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第14条 委員会は、<u>審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 委員会は、<u>弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第14条 委員会は、<u>審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>主文</u></p> <p>(2) <u>事案の概要</u></p> <p>(3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u></p> <p>(4) <u>理由</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の高山市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第14条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。